令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年二月二十八日」を「令和九年二月二十八日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十七号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之

法規的告示

○農林水産省告示第二百二十六号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、きのこ（ぶなしめじ）中のオルニチンの定量―高速液体クロマトグラフ法の日本農林規格（令和三年農林水産省告示第四百四十五号）（ＪＡＳ　〇〇一六）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年三月二十八日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十七号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、製材の日本農林規格（令和七年農林水産省告示第百九十五号）（ＪＡＳ　一〇八三）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十八号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、製材（枠組壁工法構造用製材を除く。）の格付の表示の様式及び表示の方法（平成十九年農林水産省告示第千四百六十五号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百二十九号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、製材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十三年農林水産省告示第千百三十七号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、集成材の日本農林規格（平成十九年農林水産省告示第千百五十二号）（ＪＡＳ　一一五二）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十一号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、集成材の格付の表示の様式及び表示の方法（平成八年農林水産省告示第百九十六号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十二号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての検査方法（平成十九年農林水産省告示第千四百八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十三号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第八百十三号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十四号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第五条において準用する同法第三条第一項の規定に基づき、直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号）（ＪＡＳ　三〇七九）の一部を次のように改正し、同法第七条第一項の規定に基づき、公示し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第二百三十五号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第十七条の規定に基づき、直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法（平成二十五年農林水産省告示第三千八十二号）の一部を次のように改正し、令和八年五月二十九日から施行する。

令和八年二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）